

ぐんまクールシェア2025 実施要領

1 趣旨

夏の暑い日に、家庭の消費電力の半分以上を占めるエアコンの使用台数を減らし、家族で集まって1つの部屋で過ごしたり、公共施設や商業施設、自然の多い場所に出かけたりするなど、涼しい場所においてみんなで過ごすことを「クールシェア」といいます。

群馬県は、県民が涼しく快適に過ごせる施設を募集し、「ぐんまクールシェアスポット」（以下「クールシェアスポット」という。）として登録するとともに、その周知を図り、「ぐんまエコスタイル（※1）」の一つの取組として定着させることによって、家庭における省エネ行動を推進し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減するとともに、経済や地域の活性化にもつなげます。

2 推奨実施期間

2025年6月1日（日）から2025年10月31日（金）まで

- ・実施期間中に除外日がある施設も登録できます。（※2）
- ・各施設の運営状況に応じて、施設ごとに実施期間を変更することができます。（※3）

3 施設募集概要

(1) 募集期間

2025年4月1日（火）から2025年9月30日（火）まで

(2) 対象となる施設

夏の暑い日に、県民が涼しく快適に過ごせる公共施設や商業施設、自然の多い場所等を対象とします。その他、熱中症の予防のため短時間滞在する場所を提供できる施設（医療機関、福祉施設、自治体が設置する休憩所等）や、会員制の施設等も対象とします。

ただし、公序良俗に反するもの、取組の趣旨に適さないもの等、県が不適当と認めるものは除きます。

(3) 施設の要件

クールシェアの趣旨に賛同し、次の要件を備える施設

- ①涼しく快適に過ごせる場所（適切に温度設定された場所）であること（※4）
- ②誰もが利用することができる場所であること（※5）
- ③概ね1時間以上過ごすことができる場所であること（※6）

(4) 登録申込

登録を希望する施設は、別記様式「ぐんまクールシェア2025 施設登録申込書」に必要事項を記載の上、下記あてにEメールにて提出する、もしくは、以下の申込みフォームに必要事項を入力し申し込むものとします。

(5) 申込みフォーム

<https://forms.office.com/r/qav7f2eJMC>



(6) 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県環境森林部 環境政策課 環境政策係

(TEL) 027-226-2821 (E-mail) ecosusumu@pref.gunma.lg.jp

4 登録

県は、登録申込があった場合において、適当であると認めたときは、クールシェアスポットとして登録します。また、クールシェアスポットとして登録した施設は、県からのサポートを受けることができます。登録した施設は、登録及びサポートに対する費用負担はありません。

せん。登録施設情報は市町村と共有します。

5 県からのサポート

県は、クールシェアスポットに登録した施設に次のサポートを無料で行います。

(1) 県ホームページでの情報発信

・県ホームページにおいて施設紹介等の情報を掲載し広く情報発信。

(2) ぐんまちゃんイラスト付きクールシェアスポット登録ロゴマークの利用

・施設が発行する出版物等に利用できるロゴマーク（電子データ）を提供。

※登録施設にロゴマークを掲示してクールシェアスポットであることをPR可能。

(3) 各施設で企画するイベント等への講師派遣

・各施設においてイベント等を開催する場合に、家庭でできる温暖化対策の具体的な取組に詳しい講師を派遣。

6 主催

群馬県（環境森林部 環境政策課 環境政策係）

7 その他

クールシェアスポットは、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき市町村長が指定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）とは異なります。クーリングシェルターの設置状況については、関係する市町村へお尋ねください。

なお、クーリングシェルターと重複して登録することも可能です。

- ※1 「ぐんまエコスタイル」とは、省エネ・スマートムーブ・省資源を柱とした各家庭で取り組める温暖化防止行動の総称です。省エネは、省エネ行動・省エネ製品への買い替えなどを、スマートムーブは、エコドライブ・公共交通利用などを、省資源は、ごみ減量・マイバッグ利用などの取組を示し、「ぐんまクールシェア2025」は、省エネ行動に含まれます。
- ※2 実施期間中に除外日がある施設は、登録申込の際に、クールシェア実施期間（6月1日から10月31日まで）の具体的な休業日（閉館日）を記載してください。
- ※3 地域により、実施期間を短縮又は延長することができます。登録申込の際に、「施設の紹介」欄に具体的なクールシェア実施期間を記載してください。
- ※4 木陰や水辺などの自然が多く涼しい場所も登録でき、冷房を使用する施設に限定しません。また、冷房を使用する場合には、適切な温度設定をしていることとし、最低限の冷房（室温28℃など）を勧めています。過剰に空調温度を低くする必要はありません。登録申込の際に、「施設の紹介」欄に具体的なクールシェア条件を記載してください。
- ※5 事前登録制の施設・会員制の施設は例外として登録ができます。
- ※6 施設の構造上及び運営上、過ごすことのできる時間が1時間以内でも登録できます。また、小規模施設などで、一度にクールシェアできる人数に限りがある施設も登録できます。それらの場合、登録申込の際に、「施設の紹介」欄に必要事項を記載してください。